

平成 25 年 6 月 20 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

米国金融当局との和解について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 ひらの のぶゆき 平野 信行）は、ニューヨーク州金融サービス局（New York State Department of Financial Services 以下、DFS）との間で、2002 年～2007 年に弊行が取り扱ったイラン関連の米ドル建決済取引において適切性を欠いた事務処理があった等として、今般、和解金 250 百万米ドルの支払と、米国の経済制裁対応に関する弊行の現状の内部管理態勢について、第三者機関に検証を委託すること等で合意いたしました。

関係者の皆さまに、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

本件は、2007 年に、弊行が自主的な社内調査を行い、その後、事務処理を改める等、適切に対応するとともに、DFS をはじめとする関係当局に対し調査結果を報告していたものです。なお、弊行では、その他の関係当局を含めて緊密に報告・協働し、真摯に対応しております。

弊行では、2007 年以来、法令遵守態勢および事務管理態勢等の徹底的な見直しを実施しており、引き続き、不断の改善に努めてまいります。

以 上